

報告事項

令和7年度の主な事業の実施状況について

取組の方向性

課題・取組	該当する主な事業	資料名
① 地域で安心して暮らせる体制づくり(地域包括ケア)		
1-1 都民への普及啓発・相談対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスケアに関する普及啓発事業 【R7新規】 ・SNSを活用した精神保健福祉相談 【R7新規】 	資料3-2 資料3-6 資料3-5
1-2 支援を必要とする人を支える地域の関係機関の連携体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療地域連携事業 	資料3-3
1-3 精神科病院から地域生活への移行及び地域定着に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行体制整備支援事業 ほか 	
1-4 地域生活の継続に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都立(総合)精神保健福祉センター ・アウトリーチ支援事業・短期宿泊事業 	
② 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくり(救急医療)		
2-1 精神科救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制の整備(措置入院) ・地域精神科身体合併症救急連携事業 	資料3-7 資料3-4
2-2 精神身体合併症救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科身体合併症診療委託 ほか 	
2-3 災害時における精神科医療体制の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時こころのケア体制整備事業 	資料3-8
③ 多様な精神疾患への対応		
3-1 うつ病	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター(普及啓発・リワーク) 	
3-2 統合失調症	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性精神疾患地域支援体制整備事業 	資料3-14
3-3 依存症	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都アルコール健康障害対策推進計画(第2期)について ・東京都ギャンブル等依存症対策推進計画について 次期改定 ・依存症相談拠点、依存症地域支援事業、依存症ポータルサイト【R7新規】 	資料3-9 -10 -11
3-4 小児精神科医療	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の心診療支援拠点病院事業 	
3-5 発達障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都発達障害者支援センターの運営 ほか ・発達検査体制整備支援事業 【R7新規】 	資料3-12
3-6 高次脳機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 ほか 	
3-7 摂食障害	<ul style="list-style-type: none"> ・摂食障害への支援 	資料3-13
3-8 てんかん	<ul style="list-style-type: none"> ・てんかん地域診療体制整備事業 	
④ 精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進		
4 精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報窓口の設置 ・虐待防止研修の実施 ・入院者訪問支援事業 	資料3-14

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム
- システムの構築に際しては、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要があり、都は区市町村の活動を支援する役割を担っている

項目	主な事業	項目	主な事業
①地域精神保健・障害福祉	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談指導等の充実 ■ 長期在院者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉相談 ○ アウトリーチ支援事業 ○ 精神障害者地域移行促進事業 ○ 精神障害者早期退院支援事業 ○ 措置入院者退院後支援体制整備事業 ○ 発達障害者支援センター ○ 多様な疾患への対応 (依存症、高次脳機能障害、難治性精神疾患、てんかん、摂食障害) ○ 差別解消・権利擁護 	④社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会的な孤立予防 ■ 「はらく」ことの支援
②精神医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ かかりつけ精神科医の機能充実 ■ 精神科救急医療体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科医療地域連携事業 ○ 精神科救急医療対策事業 ○ 精神科身体合併症対策事業 ○ 身体合併症（慢性維持透析）確保事業 ○ 精神科病院における虐待防止 	⑤当事者・ピアソーター	<ul style="list-style-type: none"> ■ ピアソーターによる支援の充実 ■ 精神障害を有する方等の協議の場への参画推進
③住まいの確保・居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入居者及び支援関係者の安心確保 ■ 支援関係者との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ G H活用型ショートステイ事業 ○ 居宅介護・G H整備支援事業 	⑥精神障害を有する方等の家族	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な時に適切な支援を受けられる体制 ■ わかりやすい相談窓口の設置等
		⑦人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援を行うことができる人材・関係者との連携を担う人材の育成、確保

事業概要

- 精神障害者が地域で必要な時に適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、症例検討会などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図る。
- 規模：都内12圏域

主な実施内容

1 精神疾患地域医療連携協議会の設置（精神保健医療課）

(1) 協議会

都における日常診療体制のあり方を検討

(2) 作業部会

- 各圏域の医療連携体制状況の把握、情報（事業成果等）の共有化
- 各圏域の調査結果の分析を踏まえた具体的な連携体制の検討

2 地域における連携事業（精神科医療機関への委託）

(1) 地域連携会議【必須】

医療機関と相談機関等との連携強化のため、関係機関による地域連携会議の設置・運営

※会議の構成機関（下線部は必須）

精神科医療機関、一般診療科医療機関、地区医師会、保健所、精神保健福祉センター等の相談支援機関や区市町村障害福祉主管課、薬局など

(2) 症例検討会等【必須】

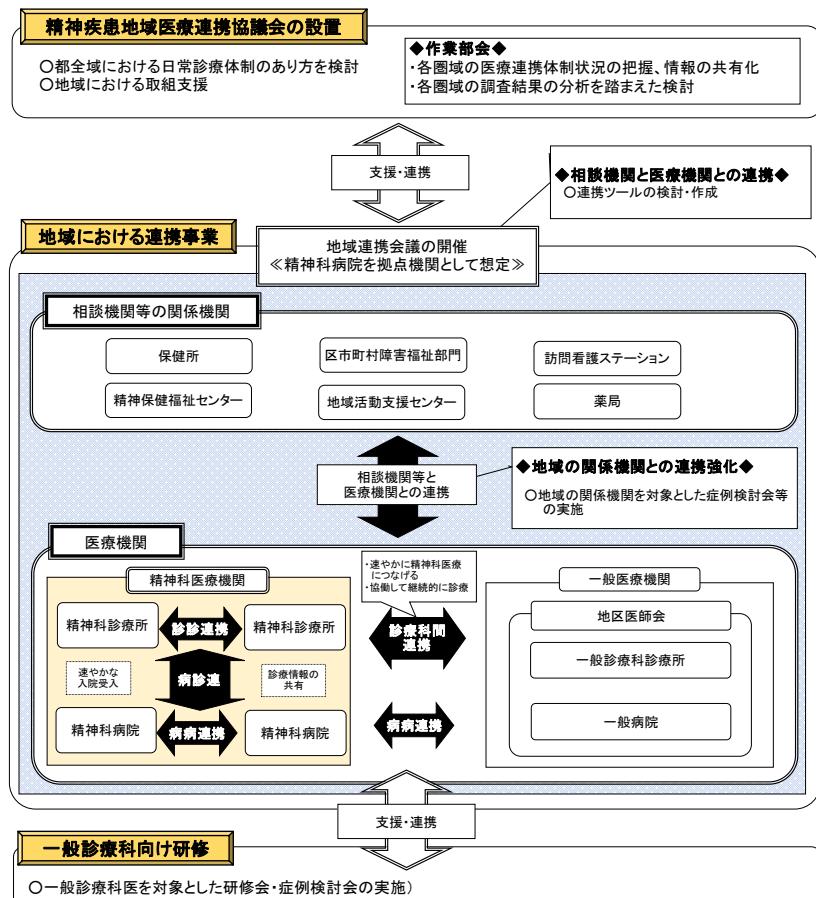
地域の関係機関との連携の強化のため、地域の関係機関を対象とした症例検討会等の実施

(3) その他地域連携に資する事業

3 一般診療科向け研修（東京都医師会への委託）

研修会・症例検討会の実施

【精神科医療地域連携体制のイメージ図】



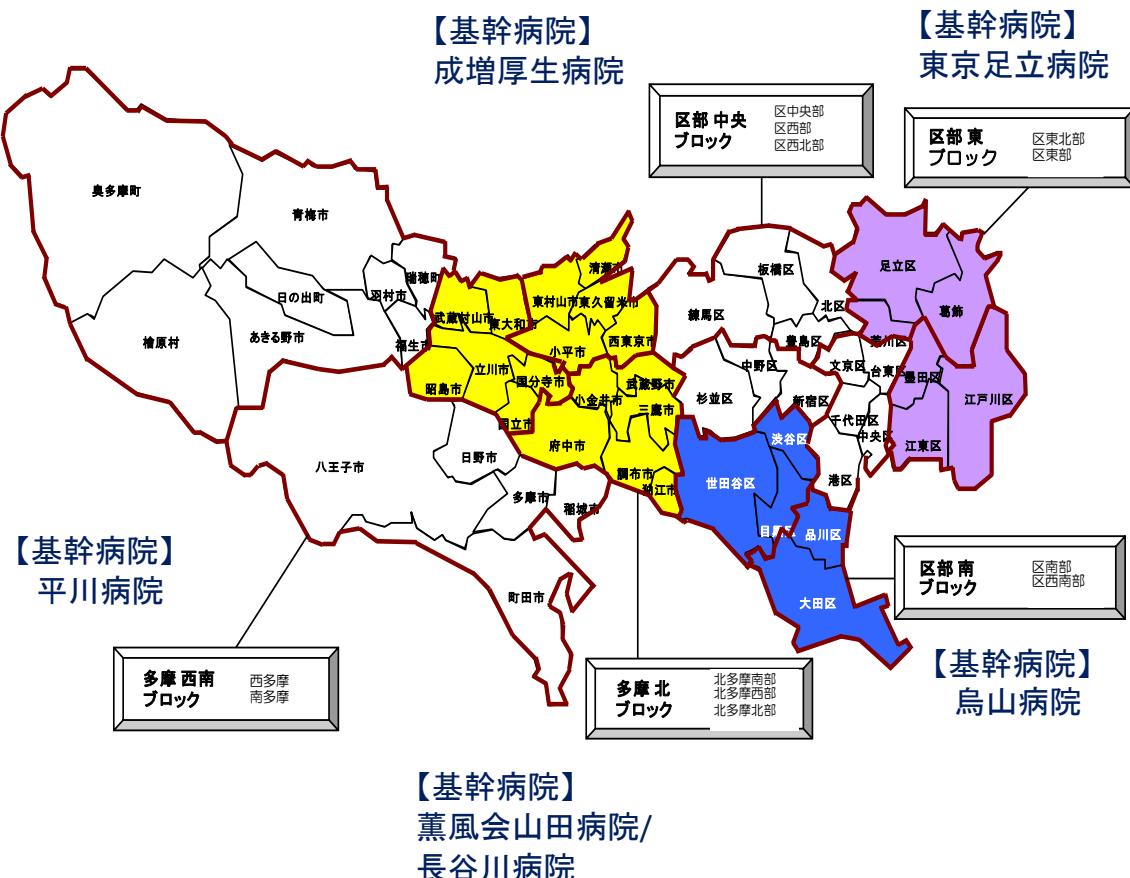
事業内容

精神障害者が身体疾患に罹患した際に、地域で迅速かつ適正な医療が受けられるよう、精神科医療機関による一般救急医療機関からの相談・受入体制の整備を図るとともに、一般救急医療機関と精神科医療機関との地域連携体制の強化を図る。

各基幹病院の取組

- ① 地域精神科医療機関連携会議
- ② 精神疾患の相談・受入
- ③ 一般科救急医療機関等を対象とした研修の開催

〈その他〉地域救急会議への参加
→地域の一般科病院が対応に苦慮した事例や精神科医療機関の受入れについて意見交換



1 事業目的

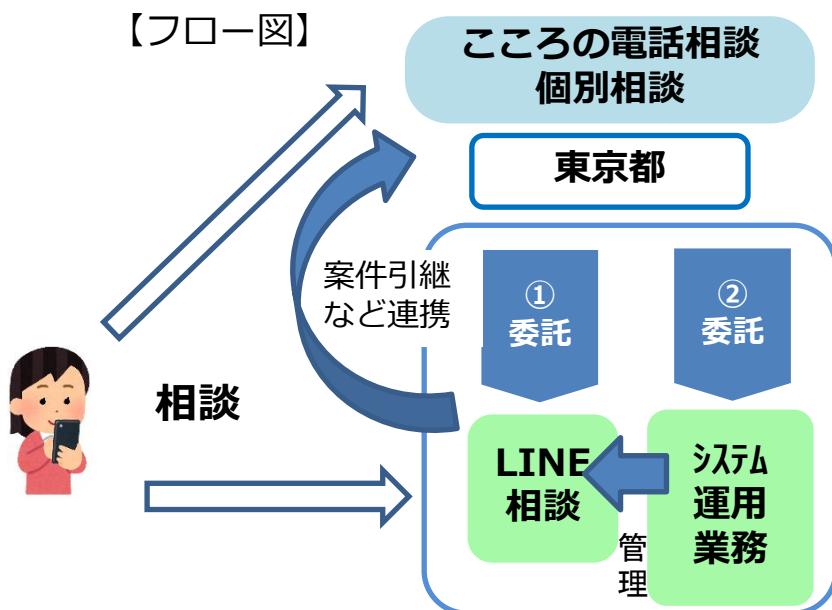
- LINEを活用した精神保健福祉相談窓口を設け、若年層をはじめとした悩みを抱える方に対応するとともに、必要に応じて各種相談支援機関につなげることで、相談体制の充実を図る。

2 事業概要

- LINEを通して、専門性を備えた相談員が、相談に対応し必要な助言等を行う。LINEで受けた相談については必要に応じて、こころの電話相談や個別相談を行っている精神保健福祉センターにつなぐ。（LINE相談業務・システム運用業務については委託実施）

事 項	内 容
対象者	・都内在住、在勤、在学の方
期間及び時間	・毎日17時～22時（5時間）
相談体制	・相談員 5名 + 監督員 1名、 5回線
アカウント	・相談ほっとLINE@東京
実施体制	・委託により実施
広報	・ターゲティング広告

- 令和7年4月1日から相談開始 （9月末現在速報値） 2,261件



1 事業目的

- メンタルに不調を抱えつつも医療機関や相談機関につながっていない人向けた広報活動を展開し、こころの健康づくりを推進する。

2 事業概要

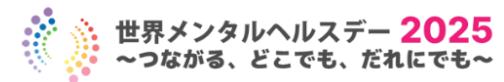
- 外来の精神障害者の約7割を65歳未満が占めることから、通勤・通学をする方々が利用する「駅」に着目して広告を行う。

事 項	内 容
駅貼り ポス ター	ポスターを作成し、駅に貼付（新宿・池袋・上野・吉祥寺・立川）メンタルヘルスデー（10/10）の前後9/29～11/2に掲示） ※新宿駅・池袋駅ではリーフレットも配架
デジタ ルサイ ネージ 広報	デジタル媒体による広告を行い、QRコード等で複数種類のリーフレットが掲出された福祉局HPへのアクセスを誘導する（新宿駅南口10/6～10/12）

<ライトアップイメージ>



<世界メンタルヘルスデー>



<動画のイメージ>



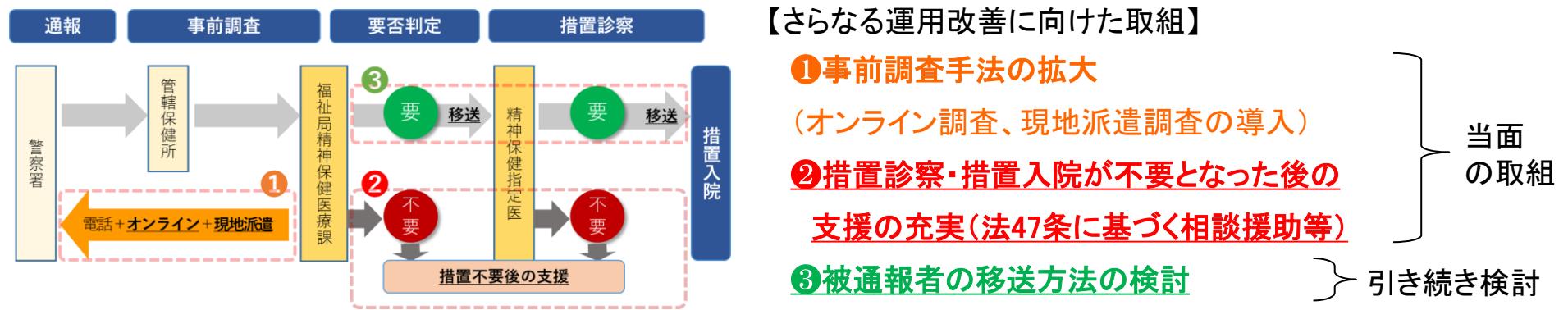
<シルバーリボン>



1 令和7年度の取組状況

- 都では被通報者を適切に医療に繋げていくには、**現行の措置制度の運用改善と体制拡充**をあわせて進める必要
→日中・夜間ともに措置診察件数・措置入院件数が増加
- 国ガイドラインと都の運用との整合性の検証等を行い、さらなる運用強化を図る必要

2 検討事項



3 ①事前調査手法の拡大【令和7年2月～現地派遣調査の開始】

- ①要否判定に当たり、より詳細な被通報者の情報を要する場合
- ②被通報者の状況や背景が複雑困難な場合

実施状況

【現地派遣調査】都職員を警察署に派遣し、直接、目視及び聴取により、要否判定に必要な詳細情報(被通報者の現症、具体的な言動等)を確認している。

【オンライン調査】警察署へのスマホ端末配備等、実施に向け準備中。

今後の方向性

電話調査・現地派遣調査・オンライン調査を適切に組み合わせ、要否判定の迅速化と更なる精度向上を図る

4 ②措置不要後の支援

措置診察・入院が不要となった場合でも法47条に基づく相談援助等へ繋げるため、情報提供を行っている

保健所等との検討状況

保健所での支援事例や医療機関、警察、精神保健福祉センターとの連携状況、人材育成の状況等について、情報交換を行っている

【目的】 大規模災害等の緊急時において、専門的なこころのケアに関する対応が円滑かつ迅速に行われるよう、体制を整備

【概要】 災害時こころのケア連絡調整会議、東京都災害派遣精神医療チーム(東京DPAT)体制整備、東京DPAT養成研修・訓練など

これまでの取組

災害時こころのケア連絡調整会議

東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議

(令和6年9月9日、令和7年2月4日開催)

- ・東京都こころのケア体制に関すること
- ・東京DPATの活動に関すること
- ・作業部会における検討状況報告

災害精神科医療体制作業部会

- ・具体的な災害精神医療体制の検討
(災害拠点精神科病院の整備等)

東京DPAT作業部会(令和7年1月28日開催)

- ・東京DPATの運営に関する具体的な協議
(訓練等参加機関の選定、効果検証等)

東京DPAT体制整備

●東京DPAT登録医療機関における下記費用の補助金交付

- ・標準関連資機材(通信機器・記録機器等)の購入
- ・研修・訓練等への参加に伴う医療機関勤務代替職員確保
- ・衛星携帯電話通信

災害時精神保健医療体制 研修の実施と運営

●研修の実施

- ・養成研修:1回開催
- ・フォローアップ研修:3回開催
オンデマンド研修(半日)十対面研修(半日)
- ・ファシリテーター養成研修:1回開催

●こころのケアに関する普及啓発:講演会

日時: 令和7年2月19日(オンライン配信)
令和7年2月28日から3月12日まで
(オンライン配信)

テーマ: DMORTの概要と活動の実際

●訓練への参加

- ・6/30 災害医療図上訓練
- ・9/1 東京都・区市町村合同防災訓練(中止)
- ・9/27-28 大規模地震時医療活動訓練

令和7年度から (新規・拡充)

部会の再編: 急性期医療体制に加え中長期支援体制も検討

【再編】災害時精神科医療体制作業部会

- ・災害時精神科医療体制の具体的な内容を検討
例:訓練
DPAT調整本部のマニュアル
研修の見直し など

【再編】災害時こころのケア体制作業部会

- ・中長期にわたる精神保健体制について検討し、
自治体のこころのケア体制整備を支援
例:経時的な取組が提示できる資料作成
通常の体制への移行 など

日本DPAT登録医療機関への補助金【新規】

【新規】日本DPAT(旧:DPAT先遣隊)登録医療機関における下記費用の補助金交付

- ・被災地等への派遣に必要な資機材
- ・緊急車両及び維持費
- ・大規模地震時医療活動訓練等指定訓練の参加に伴う経費

フォローアップ研修のロジスティクス追加【拡充】

●研修の実施

- ・養成研修
- ・【拡充】フォローアップ研修
ロジスティクスを追加し対面研修(1日)
- ・ファシリテーター養成研修

●訓練への参加

- ・8/31 東京都・区市町村合同防災訓練
- ・11/15 島しょ総合防災訓練
- ・1/30-2/1 関東ブロックDMAT訓練
(開催地:東京)

1 事業目的

- 依存症対策の一層の推進に向け、依存症対策に係る計画の改定・進行管理や関係機関の連携強化の取組、ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせた普及啓発・相談、依存症ポータルサイトの構築等を実施する。

2 事業概要

○ ギャンブル等依存症対策の推進

令和6年度に策定した「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」に基づき対策推進・進行管理

○ アルコール健康障害対策の推進

有識者や医療関係団体、民間関係団体等で構成する委員会を開催し、「東京都アルコール健康障害対策推進計画（第3期）」の策定・進行管理。

○ 依存症相談拠点の取組

地域連携会議・区市町村等職員向け研修・依存症対策シンポジウム

○ 依存症地域支援事業

依存症治療拠点機関等において、医療従事者向け研修・医療機関向け連携会議・受診後の患者支援を実施

○ 依存症ポータルサイトの構築

依存症についての情報を整理し、相談先や医療機関等に関する情報を一元化したポータルサイトを構築

○ 普及啓発・相談等の促進

ギャンブル等依存症問題啓発週間に於いて精神保健福祉センターと民間団体等が連携した相談会を実施するなど民間団体等との連携体制を強化

1 計画の概要

- ギャンブル等依存症対策基本法に基づく計画として、総合的かつ計画的に取組を推進
- 計画期間は、令和7～9年度（第1期：令和4～6年度）

2 現状と課題

- インターネットを利用したギャンブル等が普及し、若年層を中心に患者は増加傾向
- 身体症状がなく本人や家族に病気の認識が薄いため、治療や支援につながりにくい

3 改定のポイント

（1）ポータルサイト等による効果的な情報発信【新規】

当事者や家族にとって必要な情報（相談先や医療機関等）を集約したポータルサイトを構築するなど、情報の一元化、アクセス向上により、効果的な普及啓発を実施

（2）若年層等への支援【新規】

若年層がアクセスしやすいSNSを活用した相談を実施するほか、精神保健福祉センターと民間団体等との連携により、潜在的な患者への支援を強化

（3）専門医療機関等による切れ目のない支援【拡充】

専門医療機関の機能強化（他の医療機関との連携会議や受診後の患者支援の実施）等により、相談・治療・回復まで切れ目のない支援を拡充

1 計画の概要

- アルコール健康障害対策基本法に基づく計画として、総合的かつ計画的に取組を推進
- 計画期間は、令和8～12年度を予定（第2期：令和6～7年度）

2 検討体制

- ・ 9月から、学識経験者・医療関係者・当事者団体等で構成する「東京都アルコール健康障害対策推進委員会」を開催し、アルコール健康障害対策を推進するための施策の検討、意見交換等を実施

3 現状と課題

- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合について、今後も更なる減少が必要
 - 相談先の認知不足、依存症や飲酒に対するイメージから相談を躊躇する例が見られる
 - かかりつけ医や精神科クリニックで早期発見し、専門的な治療に結び付けることが重要
 - 依存症患者の家族へのさらなる支援が求められている
- ⇒効果的な普及啓発、医療体制のさらなる向上、関係機関との連携強化等について検討

4 スケジュール

11月	12月	1月	2月	3月
● 11月上旬 第2回推進委員会	● 第3回推進委員会（予定）			● 第4回推進委員会（予定）
(参考)国の動向 令和8年3月までに次期基本計画策定		計画案	パブリックコメント	計画公表

1 令和6年度実施状況

- 発達障害児の検査に関する実態調査から、早期発見・早期診断による待機期間の解消、検査や相談に携わる人材の育成・確保、発達障害の知識や相談先等に関する情報提供・普及啓発が課題であることが明らかになった。
- また、区市町村発達検査体制充実緊急支援事業は25自治体に上り、支援の必要性の高さを窺わせた。
- これらの課題及び現状を踏まえ、区市町村、医療機関、保護者等への支援策を講じ、発達検査体制の更なる充実を図っていく。

2 今年度事業概要【新規】

- 発達障害児の検査に関する実態調査結果（中間報告）で明らかになった①早期発見・早期診断による待機期間の解消、②検査や相談に携わる人材の育成・確保、③発達障害の知識や相談先等に関する情報提供・普及啓発の課題解決に向けて、以下の施策を実施する。

事項	内容
区市町村発達検査体制充実支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制の充実、事前相談や検査後のフォロー、医療機関との連携・調整に係る人員配置等の体制整備を行う区市町村へ補助 ・補助基準額…最大20,000千円（児童人口に応じて異なる） ・補助率…都1/2、区市町村1/2
医療機関初診待機解消事業	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のアセスメント（検査等）が可能な職員を配置する医療機関へ補助 ・補助率…医療機関へ10/10補助
都民向け普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等向けに発達障害に係る知識や発達検査の目的、相談先等を記載したデジタル冊子の作成・周知用リーフレットの配布
デジタル技術を活用した発達障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した発達障害児への支援手法の調査を行うとともに、区市町村が実施するデジタルツール等を活用した発達障害児支援に要する経費を補助 ・補助率…都10/10



※そのほか、区市町村向け発達障害者相談支援研修や医療機関等向け講習会で発達検査に係る人材育成を実施

多様な精神疾患ごとの拠点整備や地域連携の推進

難治性精神疾患

難治性精神疾患地域支援体制整備事業を実施

【主な取組状況】

- 難治性精神疾患対策関係者会議の開催
- 相談窓口の運営・研修会の実施
- ▶引き続き、入院が長期化しやすい難治性の精神疾患を有する患者が、専門的治療等を受け、地域で生活できるよう取組推進

高次脳機能障害

【主な取組状況】

- 東京都心身障害者福祉センターを支援拠点として、当事者とその家族に対する専門的な相談支援や研修、普及啓発等を実施
- 区市町村における高次脳機能障害者への支援体制構築を支援
- 二次保健医療圏における高次脳機能障害の中核を担う医療機関を拠点病院に指定し、圏域内の区市町村や支援機関に対し技術的支援を実施
- 障害福祉サービス事業所等に従事し、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる支援者を養成するため、高次脳機能障害支援養成研修を開始

摂食障害

都立松沢病院を「摂食障害支援拠点病院」に指定

【主な取組状況】

- 摂食障害患者・家族等への専門相談窓口（電話）の設置
- 医療従事者等に対する研修・症例検討会の実施
- リーフレット・拠点病院ホームページによる普及啓発
- 「摂食障害対策推進協議会」において事業効果指標等検討
- ▶今後、相談対応や症例検討会等を通じて、診療科間連携・病診連携など拠点を中心とした関係機関連携により支援体制を強化

てんかん

国立研究法人国立精神・神経医療研究センター病院を「てんかん支援拠点病院」に指定

【主な取組状況】

- てんかん治療医療連携協議会の開催
- 医療従事者・関係機関職員向け研修
- てんかん患者・家族・地域住民向け普及啓発
- コーディネーター配置
- *てんかん支援拠点病院と協力する「東京都てんかん支援連携病院」（都内5病院）を指定（令和7年3月）

1 背 景

- 精神保健福祉法が改正され、精神科病院における虐待通報や虐待防止措置が義務化
- また、令和5年2月、都内の精神科病院において職員による患者への虐待事案が発覚
- 虐待を起こさないためには、人権擁護に対する意識の向上や、風通しの良い組織風土の醸成を図ることが重要

2 事業概要

- 精神科病院における虐待の通報義務化に対応するため、都は精神科病院における虐待の通報窓口を設置
- 精神科病院が、勤務スタッフによる入院患者への虐待を防止、または早期発見できる体制を構築できるよう病院側の体制整備を支援するための虐待防止研修を実施
- 都内精神科病院で働く職員（看護師等）を対象とした虐待防止に関する認識と理解を深める更なる取組が必要なため、普及啓発リーフレットを作成し、ホームページへの掲載を行う。

事項	内容等
虐待通報窓口の設置	<ul style="list-style-type: none">✓ 都精神保健医療課に電話窓口を設置し、虐待に関する通報や相談に応じるとともに、速やかな立入検査等につなげる✓ 令和6年3月から先行開設
虐待防止研修の実施	<ul style="list-style-type: none">✓ 目的：業務従事者による患者への虐待防止、早期発見できる体制を構築できるよう病院の体制整備を支援する✓ 研修時期:①<u>虐待防止責任者</u>（院長、副院長）：オンデマンド配信（予定） ②<u>現場リーダー</u>（看護師長等）：集合研修（予定）
虐待防止普及啓発【R7新規】	<ul style="list-style-type: none">✓ 職員向け普及啓発リーフレット「虐待について職員が知っておきたいポイント」（案）を作成✓ 精神科病院における虐待防止について、職員が持つ疑問や不安等に対し、以下の通り実施 ①虐待分類、②他病院の虐待防止に向けた好事例、③虐待を発見したときの通報窓口の紹介✓ デジタルデータによるリーフレットを東京都ホームページへ掲載